

別記第1号様式(第7関係)

会 議 録

附属機関又は 会議体の名称		豊島区医療的ケア児等支援協議会
事務局（担当課）		保健福祉部 障害福祉課
開催日時		令和6年3月18日（月）13時30分～15時30分
開催場所		あうるすぽっと3階会議室B
議	題	1. 開会 2. 委員委嘱 3. 会長・副会長選出 4. 議事 （1）東京都医療的ケア児支援センターの相談受付状況と医療的ケア児等コーディネーターとの連携〔資料2〕 （2）令和6年度新規拡充事業について〔資料3〕 （3）令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の動向〔資料4〕 （4）児童発達支援センターについて〔資料5〕 （5）事務局より連絡事項〔参考資料2、参考資料3〕 5. 意見交換 6. 閉会
公開の 可否	会 議	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開 傍聴人数 3 人
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
	会 議 録	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由

出席者	委 員	東京都立大塚病院小児科部長、東京都北療育医療センター小児科部長、公益社団法人医師会理事、公益社団法人豊島区医師会公衆衛生学校医委員、公益社団法人豊島区医師会在宅医療相談窓口室長、一般社団法人看護師会代表理事、株式会社オリーブ・コミュニティ統括部長、相談支援事業所・アニマートとしま管理者兼相談支援専門員、豊島区立長崎小学校長、東京都立北特別支援学校特別支援教育コーディネーター、医療的ケア児の保護者、保健福祉部長、保健福祉部障害福祉課長、保健福祉部障害福祉サービス担当課長、池袋保健所健康推進課長、子ども家庭部子育て支援課長、子ども家庭部西部子ども家庭支援センター所長、豊島区子ども家庭部保育課長、教育部教育センター教育相談係長
	事 務 局	障害福祉課 児童・障害児支援グループ

審 議 経 過

1. 開会

[事務局]

令和5年度第二回豊島区医療的ケア児等支援協議会を開催する。本日の傍聴者は3名である。

2. 委員委嘱

[事務局]

本協議会より、新しく就任した委員を紹介する。公益社団法人豊島区医師会在宅医療相談窓口室長の中辻康博委員（なかつじやすひろ）、医療的ケア児の保護者の窪田奈保委員（くぼた なお）、豊島区保健福祉部長の田中真理子委員（たなか まりこ）以上3名である。

3. 会長・副会長選出

[事務局]

会長の選出について、保健福祉部長の田中委員にお願いしたいと考えている。委員の皆様よろしければ拍手をいただきたい。

[委員一同] 拍手

[保健福祉部長]

副会長には、保健・医療の立場から、東京都立北療育医療センター小児科部長の今井委員にお願いしたい。委員の皆様よろしければ拍手をいただきたい。

[委員一同] 拍手

4. 議事

(1) 東京都医療的ケア児支援センターの相談受付状況と医療的ケア児等コーディネーターとの連携

[東京都医療的ケア児支援センター・医療的ケア児支援相談員]

(資料2について説明)

要旨：東京都医療的ケア児支援センターの区部相談状況（令和5年4月～11月）は、全体の相談件数（個別支援）77件、（地域支援）90件になっている。相談内容としては、制度のことやサービス、保育園・幼稚園に関する質問が多い傾向にある。医療的ケア児の保育園の通園が少しずつ叶うようになり、保育園に通う医療的ケア児の病児病後児保育等の利用等相談をいただいております、新たな課題もでてきている。相談者の内訳としては、自治体の職員の方からが最も多く、その中でも障害福祉課、保育課、保健師からの相談が多い傾向にある。

医療的ケア児支援は、「東京都医療的ケア児支援センター」、「各自治体に配属された医療的ケア児等コーディネーター」及び「地域の医療的ケア児等コーディネーター」の3層構造で連携をイメージしている。地域の医療的ケア児等コーディネーターは、相談支援専門員や訪問看護師など直接的な支援とともに、関係機関と連携し医療的ケア児と家族の生活を支援している。自治体に設置された医療的ケア児等コーディネーターは、障害福祉課の職員や保健師など自治体によって様々である。東京都医療的ケア児支援センターは広域自治体の強みを生かした情報収集や情報集約を担い、自治体や地域のコーディネーターへ広く一般的な情報を提供し、必要時には関係者と連携して情報共有を行うなど、後方支援という役割を担っている。各医療的ケア児等コーディネーターが連携、情報共有し臨機応変にお互いの後方支援をすることで包括的な支援ができることが目指すところである。

東京都には今年度から医療的ケア児等コーディネーターの活動に対して報酬がつくようにと、医療的ケア児等コーディネーター支援体制整備促進事業という東京都独自の事業が開始された。今まで、医療的ケア児等コーディネーターの活動はサービス報酬につながらず、また、知識・経験不足などの理由で医療的ケア児等コーディネーターとして活動できていない実態があったため、今後本事業の十分な活用が望まれる。

(2) 令和6年度新規拡充事業について

[事務局]（資料3について説明）

要旨：障害福祉課で医療的ケア児・重症心身障害児の支援に向けて進めている事業は4点ある。一点目は、医療的ケア児等コーディネーター支援体制整備促進事業である。内容は、サービス提供利用計画策定前の業務に係る補助を行う。二点目は、医療的ケア児及び重症心身障害児の放課後等支援事業である。事業内容は、医療的ケア児や重症心身障害児への支援を行う放課後等デイサービス事業所が基準となる人員よりも多くの看護職員を配置する場合に人件費の補助を行う。三点目は、重症心身障害児（者）等在宅レスパイト等

訪問看護事業である。事業内容は家族の休養等による負担軽減を支援するため「訪問先を自宅のみ、年144時間まで、1回あたり2～4時間まで」利用いただいている。以前より、医療的ケア児支援協議会委員より、訪問先に「学校（特別支援学校）」を加えてほしいという要望が挙がっていたため、「訪問先に学校等を追加」という拡充事業とした。利用回数や時間に変更はない。四点目は、障害児通所支援事業所整備費等補助事業である。現在、医療的ケア児・重症心身障害児に対応する障害児通所支援事業所は区内に放課後等デイサービス1か所のみとなっている。障害児通所支援事業は全体としても利用者が増えており、区内の医療的ケア児が安心して通所できる環境整備は急務である。事業者が重症心身障害児対応の事業所の開所相談をしてから事業を始めるまでの間3か月分の事業所家賃を補助することで安定した運営のスタートを切ってもらうための支援となる。加えて、事業所が送迎を行う場合の安全装置の設置に向けた購入補助や災害時に使用する発電機の購入補助を行う。

〔委員〕

学校でも在宅レスパイト事業が使えることは大変助かる。学校や保護者が用意しなければならない書類など、利用にあたっての手続きがなるべく簡易的で利用しやすいものであってほしい。

（３）令和６年度障害福祉サービス等報酬改定の動向

〔事務局〕（資料４について説明）

要旨：今回の法改正では、サービス全般を通し、連携機能の強化、総合的で質の高いサービスの推進、支援ニーズの高い児童や家族への支援の評価、インクルージョン推進が重点項目として置かれている。

（４）児童発達支援センターについて

〔こども家庭支援センター所長〕（資料５について説明）

要旨：令和６年４月１日より、豊島区立児童発達支援センターを設置することとなった。西部子ども家庭支援センター内に併設する形でできる。定員は１日４０人となっている。今までは西部子ども家庭支援センターの１事業として児童発達支援事業を行ってきたとが、児童発達支援センターとしての中核的機能の役割と、障害児相談支援や保育所等訪問支援を行っていく。

（５）事務局より連絡事項

〔事務局〕（参考資料２－１・２－２について説明）

要旨：医療的ケア児等コーディネーター養成研修は、主に都内の相談支援事業所に所属する相談支援専門員や保健師等を対象とした研修で、医療的ケア児に関わる関係機関の職員も受講している。令和５年度の研修では障害児相談支援事業所、保育園、障害児通所支

援事業所に所属している方が研修修了者となった。

(参考資料 3 について説明)

要旨：医療的ケア児やそのご家族が利用できる主な行政サービスをまとめた資料となる。資料を区ホームページに掲載し、行政サービスを広く利用してもらえるよう進めていく。

(その他、資料なし)

要旨：令和 5 年 12 月 1 日に「医療的ケア児等保護者交流会」を実施した。本年度も本協議会の保護者委員に協力いただき、医療的ケア児の保護者 5 名に参加いただいた。

3. 意見交換

[子ども家庭支援センター所長]

区立児童発達支援センターでの相談の流れを、「豊島区立児童発達支援センターのご案内」に掲載している。まずは電話やメールで問い合わせいただき、職員による面談を行う。面談での結果を元に、専門相談や療育を進めていく。療育の利用にあたっては、障害福祉課で受給者証を発行する流れとなっている。

[委員]

区でいろいろと良いサービスや制度があるが、申し込み方法や取り扱い部署などが区民に知識として伝わっていないと感ずることがある。具体的な申請の流れなどをもう少し伝わったらよいと思う。また、子ども家庭支援センターや児童発達支援センターなど似た名前なので、わかりづらいと思う。

[会長]

2 点申し上げたい。1 点目は 1 歳半～3 歳くらいのお子さんの診断で、発達に遅れがある子たちをピックアップして、西部子ども家庭支援センターを案内しているが、非常に需要が多く、1 回目の相談から 2 回目の相談まで数か月待つこともある。この問題は保護者に不安を与える形になっているので、病院や医師会も一緒になって考えていかなければならない問題だと考えている。2 点目は外国人の対応について、お子さんの発達障害の診断は、ベトナム、ミャンマーなど英語圏以外の方も受診される。両親が外国籍の児童は、外国語教育で育つため、いざ就学するというタイミングで急に相談されても日本語が通じないので対応することが難しい。日本の教育システムは外国語対応が少なく、英語で見ても非常に少ない。一病院、一社員で対応できるレベルの課題でないため、ぜひ豊島区として力をいれて英語というよりは特に中国語、ベトナム語、ミャンマー語などで相談に乗れるような自治体を目指していただきたい。

[委員]

保育園で実際に医療的ケア児を受け入れするにあたって、どのように対処すれば良いか

や、何か起こったときに主治医と密に連絡を取るとか、まだまだ決まっていない状況が多いと思われる。医師会でも現場の声を聴いた上での対応を今後も考えていきたい。

[委員]

区に伺いたいことがあり、区立保育園で4月からの医療的ケア児の受け入れが始まるが、どの程度準備ができているのか。医療的ケア児を受け入れている保育園から現状を聞いてみると様々な問題がある。まず、児童を安全にお預かりするため、看護師に加え、サポートができるように研修を受けた保育士が必要になってくる。人員を確保していかなければならないし、医療的ケア児を預かることは大変な仕事なため、看護師や保育士のケアも必要になる。何か困っていることはないか、何か問題はないかなどのフォローをしていただきたい。まず、順調にスタートが切れたらよいと思うので、現場で働いている方たちのサポートをしっかり進めてほしい。

[保育課長]

先ほどの区立保育園の受け入れの準備がどのくらいできているかについて、受け入れ準備はできているが、まだ入園の相談がない状況。受け入れに向けて、看護師が1名配置されていたところに、追加で常勤の看護師1名と保育士1名をプラスしてケアしていくようにした。本庁の保育課にも看護師が1名いるため、連携できるようなかたちにしていきたい。今後、保育園の改修により医療的ケア児の部屋の確保、看護師や保育士の採用を行い受け入れ拡大にむけて対応していく。

[委員]

医師会の在宅医療相談窓口では、区民や専門職の方から在宅医療に関する相談を受け付けている。病院から在宅へ、在宅で引き続き安心安全を確保するため、どの自治体にも在宅医療相談窓口を開設しているが、豊島区の特徴としては0歳から高齢者までとうたっている。実際のところ、高齢者以外の相談は数件であるが、地域のニーズを確認し、社会資源の把握や医療的ケア児受け入れ可能な訪問看護等の情報集約により、情報を提供できる仕組みを作っていきたい。

[委員]

訪問看護ステーションにはサポートできる看護師が多数いるため、ピンポイントで訪問することもできる。柔軟なサポート体制を今後考えていくことも大切。

[委員]

豊島区で唯一の重症心身障害児支援の放課後等デイサービスで、キャンセル待ちが結構ある。事業所としては看護師の確保が難しいが、豊島区が看護師加配の人件費補助をして

くれることは非常にありがたい。ただ、看護師が働ける職場として、児童発達支援や放課後等デイサービスが知られていないため、もっと周知されていけばいいと感じている。

[委員]

医療的ケア児の私立保育園の入園に伴い保護者からの相談を多く受けている。また看護師や保育士からも安全面の考慮による不安から問い合わせの回数が多い。看護師を常時配置できないためお母様には柔軟に対応していただいているが、在宅レスパイト事業の 144 時間の間では対応しきれない。区立保育園でも入園が始まるが、さまざまな相談をいただいている状況のため、ある程度マニュアルが必要に思う。また、外国人への言語対応も課題となっている。医療的ケア児の緊急時の受け入れ先が確保できないため、公的な対応も必要で、児童相談所が動いてくれて都立大塚病院に入れたケースがあった。医療的ケア児の戻る場所は原則として主治医のところであるべきと考える。

[委員]

在宅レスパイト事業が学校で使えるようになることは大きなところと感じている。福祉・医療・教育の三つの分野が連携してお子さんをサポートする新体制がつくれたため、制度に係る方々の情報共有によりこの体制を進展させていきたい。また、保護者の就労率も向上しているため、今後の課題として医療的ケア児の放課後の居場所づくりを考えていくことができるといいと思う。

[委員]

在宅レスパイト事業が学校で利用できるようになり大変ありがたい。また、医療的ケア児の小児科から成人移行の支援を議論してほしい。

[委員]

若い保護者たちは皆働きたい方、働いている方が多いが、児童発達支援に通う際など保護者の付き添いが求められる時がある。

[子ども家庭支援センター所長]

現状では保護者に来ていただいている。言語療法、作業療法や個別の相談は職員と保護者のコミュニケーションも大切であり、ご協力いただきたい。

[委員]

西部子ども家庭支援センターは電車やバスを使っても距離があり不便を感じる。ST を予約するのに次は 3 ヶ月後、その日になって体調不良で行けないと 1 年後となることもある。

[子ども家庭支援センター所長]

今後、西部子ども家庭支援センターと児童発達支援センターは千川中学校の複合施設に移転を予定している。また、今年度から区民ひろばの会議室を借りて、相談予約の枠数を拡大しており、早くご相談を受けられるよう努力していきたい。

4. 閉会

[事務局]

次回の協議会は令和6年9月頃を予定している。

[会長]

以上をもって令和5年度第二回医療的ケア児等支援協議会を閉会する。

提出された資料等	資料 1	豊島区医療的ケア児等支援協議会委員名簿
	資料 2	東京都医療的ケア児支援センターの相談受付状況 と医療的ケア児等コーディネーターとの連携
	資料 3	令和 6 年度新規拡充事業について
	資料 4	令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定の動向
	資料 5	児童発達支援センターについて
	参考資料 1	豊島区医療的ケア児等支援協議会設置要綱
	参考資料 2 - 1	東京都医療的ケア児等コーディネーター養成研修 の実施について
	参考資料 2 - 2	医療的ケア児コーディネーターが所属する区内事 業所一覧
	参考資料 3	医療的ケア児等及びご家族が利用できる主な行政 サービスについて